関係法令、最高裁判所判決等

【関係法令】

〇民法 (明治二十九年法律第八十九号)

(隣地の使用請求)

- 第二百九条 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造 し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。 ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。
- 2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

(公道に至るための他の土地の通行権)

- 第二百十条 他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至る ため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。
- 2 池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができないとき、又は崖があって土地と公道とに著しい高低差があるときも、前項と同様とする。
- 第二百十一条 前条の場合には、通行の場所及び方法は、同条の規定による通 行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少 ないものを選ばなければならない。
- 2 前条の規定による通行権を有する者は、必要があるときは、通路を開設することができる。
- 第二百十二条 第二百十条の規定による通行権を有する者は、その通行する他の土地の損害に対して償金を支払わなければならない。ただし、通路の開設のために生じた損害に対するものを除き、一年ごとにその償金を支払うことができる。
- 第二百十三条 分割によって公道に通じない土地が生じたときは、その土地の 所有者は、公道に至るため、他の分割者の所有地のみを通行することができ る。この場合においては、償金を支払うことを要しない。
- 2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について 準用する。

(自然水流に対する妨害の禁止)

第二百十四条 土地の所有者は、隣地から水が自然に流れて来るのを妨げては ならない。

(水流の障害の除去)

第二百十五条 水流が天災その他避けることのできない事変により低地におい

て閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障害を除去する ため必要な工事をすることができる。

(水流に関する工作物の修繕等)

第二百十六条 他の土地に貯水、排水又は引水のために設けられた工作物の破壊又は閉塞により、自己の土地に損害が及び、又は及ぶおそれがある場合には、その土地の所有者は、当該他の土地の所有者に、工作物の修繕若しくは障害の除去をさせ、又は必要があるときは予防工事をさせることができる。

(費用の負担についての慣習)

第二百十七条 前二条の場合において、費用の負担について別段の慣習がある ときは、その慣習に従う。

(雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止)

第二百十八条 土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の 工作物を設けてはならない。

(水流の変更)

- 第二百十九条 溝、堀その他の水流地の所有者は、対岸の土地が他人の所有に 属するときは、その水路又は幅員を変更してはならない。
- 2 両岸の土地が水流地の所有者に属するときは、その所有者は、水路及び幅 員を変更することができる。ただし、水流が隣地と交わる地点において、自 然の水路に戻さなければならない。
- 3 前二項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

(排水のための低地の通水)

第二百二十条 高地の所有者は、その高地が浸水した場合にこれを乾かすため、 又は自家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に 至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地 のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。

(通水用工作物の使用)

- 第二百二十一条 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又 は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。
- 2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に 応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。

(堰の設置及び使用)

- 第二百二十二条 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の 土地が他人の所有に属するときであっても、その堰を対岸に付着させて設け ることができる。ただし、これによって生じた損害に対して償金を支払わな ければならない。
- 2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部がその所有に属するときは、前項の

堰を使用することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(境界標の設置)

第二百二十三条 土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。

(境界標の設置及び保存の費用)

第二百二十四条 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担 する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担する。

(囲障の設置)

- 第二百二十五条 二棟の建物がその所有者を異にし、かつ、その間に空地があるときは、各所有者は、他の所有者と共同の費用で、その境界に囲障を設けることができる。
- 2 当事者間に協議が調わないときは、前項の囲障は、板塀又は竹垣その他これらに類する材料のものであって、かつ、高さ二メートルのものでなければならない。

(囲障の設置及び保存の費用)

第二百二十六条 前条の囲障の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で 負担する。

(相隣者の一人による囲障の設置)

- 第二百二十七条 相隣者の一人は、第二百二十五条第二項に規定する材料より 良好なものを用い、又は同項に規定する高さを増して囲障を設けることがで きる。ただし、これによって生ずる費用の増加額を負担しなければならない。 (囲障の設置等に関する慣習)
- 第二百二十八条 前三条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。 (境界標等の共有の推定)
- 第二百二十九条 境界線上に設けた境界標、囲障、障壁、溝及び堀は、相隣者 の共有に属するものと推定する。
- 第二百三十条 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条 の規定は、適用しない。
- 2 高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障壁の高さが、低い建物の高さ を超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、前項と 同様とする。ただし、防火障壁については、この限りでない。

(共有の障壁の高さを増す工事)

第二百三十一条 相隣者の一人は、共有の障壁の高さを増すことができる。ただし、その障壁がその工事に耐えないときは、自己の費用で、必要な工作を加え、又はその障壁を改築しなければならない。

- 2 前項の規定により障壁の高さを増したときは、その高さを増した部分は、 その工事をした者の単独の所有に属する。
- 第二百三十二条 前条の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金 を請求することができる。

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

- 第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者 に、その枝を切除させることができる。
- 2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。 (境界線付近の建築の制限)
- 第二百三十四条 建物を築造するには、境界線から五十センチメートル以上の 距離を保たなければならない。
- 2 前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。
- 第二百三十五条 境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通 すことのできる窓又は縁側(ベランダを含む。次項において同じ。)を設ける 者は、目隠しを付けなければならない。
- 2 前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線 に至るまでを測定して算出する。

(境界線付近の建築に関する慣習)

- 第二百三十六条 前二条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。 (境界線付近の掘削の制限)
- 第二百三十七条 井戸、用水だめ、下水だめ又は肥料だめを掘るには境界線から二メートル以上、池、穴蔵又はし尿だめを掘るには境界線から一メートル以上の距離を保たなければならない。
- 2 導水管を埋め、又は溝若しくは堀を掘るには、境界線からその深さの二分 の一以上の距離を保たなければならない。ただし、一メートルを超えること を要しない。

(境界線付近の掘削に関する注意義務)

第二百三十八条 境界線の付近において前条の工事をするときは、土砂の崩壊 又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必要な注意をしなければならない。

(共有物の使用)

第二百四十九条 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用 をすることができる。

(共有持分の割合の推定)

第二百五十条 各共有者の持分は、相等しいものと推定する。

(共有物の変更)

第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更 を加えることができない。

(共有物の管理)

第二百五十二条 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者 の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者 がすることができる。

(共有物に関する負担)

- 第二百五十三条 各共有者は、その持分に応じ、管理の費用を支払い、その他 共有物に関する負担を負う。
- 2 共有者が一年以内に前項の義務を履行しないときは、他の共有者は、相当 の償金を支払ってその者の持分を取得することができる。

(共有物についての債権)

第二百五十四条 共有者の一人が共有物について他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行使することができる。

(持分の放棄及び共有者の死亡)

第二百五十五条 共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する。

(共有物の分割請求)

- 第二百五十六条 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。 ただし、五年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。
- 2 前項ただし書の契約は、更新することができる。ただし、その期間は、更 新の時から五年を超えることができない。
- 第二百五十七条 前条の規定は、第二百二十九条に規定する共有物については、 適用しない。

(裁判による共有物の分割)

- 第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる。
- 2 前項の場合において、共有物の現物を分割することができないとき、又は 分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、そ の競売を命ずることができる。

(共有に関する債権の弁済)

第二百五十九条 共有者の一人が他の共有者に対して共有に関する債権を有するときは、分割に際し、債務者に帰属すべき共有物の部分をもって、その弁済

に充てることができる。

2 債権者は、前項の弁済を受けるため債務者に帰属すべき共有物の部分を売却する必要があるときは、その売却を請求することができる。

(共有物の分割への参加)

- 第二百六十条 共有物について権利を有する者及び各共有者の債権者は、自己 の費用で、分割に参加することができる。
- 2 前項の規定による参加の請求があったにもかかわらず、その請求をした者を参加させないで分割をしたときは、その分割は、その請求をした者に対抗することができない。
- (分割における共有者の担保責任)
- 第二百六十一条 各共有者は、他の共有者が分割によって取得した物について、 売主と同じく、その持分に応じて担保の責任を負う。

(共有物に関する証書)

- 第二百六十二条 分割が完了したときは、各分割者は、その取得した物に関する証書を保存しなければならない。
- 2 共有者の全員又はそのうちの数人に分割した物に関する証書は、その物の 最大の部分を取得した者が保存しなければならない。
- 3 前項の場合において、最大の部分を取得した者がないときは、分割者間の協議で証書の保存者を定める。協議が調わないときは、裁判所が、これを指定する。
- 4 証書の保存者は、他の分割者の請求に応じて、その証書を使用させなければならない。

(共有の性質を有する入会権)

第二百六十三条 共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従う ほか、この節の規定を適用する。

(準共有)

- 第二百六十四条 この節の規定は、数人で所有権以外の財産権を有する場合に (地上権の内容)
- 第二百六十五条 地上権者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有する ため、その土地を使用する権利を有する。

(地代)

- 第二百六十六条 第二百七十四条から第二百七十六条までの規定は、地上権者が土地の所有者に定期の地代を支払わなければならない場合について準用する。
- 2 地代については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、 賃貸借に関する規定を準用する。

(相隣関係の規定の準用)

第二百六十七条 前章第一節第二款(相隣関係)の規定は、地上権者間又は地上権者と土地の所有者との間について準用する。ただし、第二百二十九条の規定は、境界線上の工作物が地上権の設定後に設けられた場合に限り、地上権者について準用する。

(地上権の存続期間)

- 第二百六十八条 設定行為で地上権の存続期間を定めなかった場合において、 別段の慣習がないときは、地上権者は、いつでもその権利を放棄することが できる。ただし、地代を支払うべきときは、一年前に予告をし、又は期限の 到来していない一年分の地代を支払わなければならない。
- 2 地上権者が前項の規定によりその権利を放棄しないときは、裁判所は、当 事者の請求により、二十年以上五十年以下の範囲内において、工作物又は竹 木の種類及び状況その他地上権の設定当時の事情を考慮して、その存続期間 を定める。

(工作物等の収去等)

- 第二百六十九条 地上権者は、その権利が消滅した時に、土地を原状に復して その工作物及び竹木を収去することができる。ただし、土地の所有者が時価相 当額を提供してこれを買い取る旨を通知したときは、地上権者は、正当な理由 がなければ、これを拒むことができない。
- 2 前項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。 (地下又は空間を目的とする地上権)
- 第二百六十九条の二 地下又は空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を 定めて地上権の目的とすることができる。この場合においては、設定行為で、 地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加えることができる。
- 2 前項の地上権は、第三者がその土地の使用又は収益をする権利を有する場合においても、その権利又はこれを目的とする権利を有するすべての者の承諾があるときは、設定することができる。この場合において、土地の使用又は収益をする権利を有する者は、その地上権の行使を妨げることができない。(地役権の内容)
- 第二百八十条 地役権者は、設定行為で定めた目的に従い、他人の土地を自己 の土地の便益に供する権利を有する。ただし、第三章第一節(所有権の限界) の規定(公の秩序に関するものに限る。)に違反しないものでなければならない

(地役権の付従性)

第二百八十一条 地役権は、要役地(地役権者の土地であって、他人の土地から便益を受けるものをいう。以下同じ。)の所有権に従たるものとして、その

所有権とともに移転し、又は要役地について存する他の権利の目的となるものとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 地役権は、要役地から分離して譲り渡し、又は他の権利の目的とすること ができない。

(地役権の不可分性)

- 第二百八十二条 土地の共有者の一人は、その持分につき、その土地のために 又はその土地について存する地役権を消滅させることができない。
- 2 土地の分割又はその一部の譲渡の場合には、地役権は、その各部のために 又はその各部について存する。ただし、地役権がその性質により土地の一部 のみに関するときは、この限りでない。

(地役権の時効取得)

- 第二百八十三条 地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる。
- 第二百八十四条 土地の共有者の一人が時効によって地役権を取得したときは、 他の共有者も、これを取得する。
- 2 共有者に対する時効の中断は、地役権を行使する各共有者に対してしなければ、その効力を生じない。
- 3 地役権を行使する共有者が数人ある場合には、その一人について時効の停止の原因があっても、時効は、各共有者のために進行する。

(用水地役権)

- 第二百八十五条 用水地役権の承役地(地役権者以外の者の土地であって、要役地の便益に供されるものをいう。以下同じ。)において、水が要役地及び承役地の需要に比して不足するときは、その各土地の需要に応じて、まずこれを生活用に供し、その残余を他の用途に供するものとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 同一の承役地について数個の用水地役権を設定したときは、後の地役権者 は、前の地役権者の水の使用を妨げてはならない。

(承役地の所有者の工作物の設置義務等)

- 第二百八十六条 設定行為又は設定後の契約により、承役地の所有者が自己の 費用で地役権の行使のために工作物を設け、又はその修繕をする義務を負担 したときは、承役地の所有者の特定承継人も、その義務を負担する。
- 第二百八十七条 承役地の所有者は、いつでも、地役権に必要な土地の部分の 所有権を放棄して地役権者に移転し、これにより前条の義務を免れることが できる。

(承役地の所有者の工作物の使用)

第二百八十八条 承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲内において、

その行使のために承役地の上に設けられた工作物を使用することができる。

2 前項の場合には、承役地の所有者は、その利益を受ける割合に応じて、工 作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。

(承役地の時効取得による地役権の消滅)

- 第二百八十九条 承役地の占有者が取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、地役権は、これによって消滅する。
- 第二百九十条 前条の規定による地役権の消滅時効は、地役権者がその権利を 行使することによって中断する。

(地役権の消滅時効)

- 第二百九十一条 第百六十七条第二項に規定する消滅時効の期間は、継続的でなく行使される地役権については最後の行使の時から起算し、継続的に行使される地役権についてはその行使を妨げる事実が生じた時から起算する。
- 第二百九十二条 要役地が数人の共有に属する場合において、その一人のため に時効の中断又は停止があるときは、その中断又は停止は、他の共有者のためにも、その効力を生ずる。
- 第二百九十三条 地役権者がその権利の一部を行使しないときは、その部分の みが時効によって消滅する。
- ついて準用する。ただし、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

○ 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)

(共用部分の変更)

- 第十七条 共用部分の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。)は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で決する。ただし、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ずることができる。
- 2 前項の場合において、共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分の所有者の承諾を得なければならない。

(共用部分の管理)

- 第十八条 共用部分の管理に関する事項は、前条の場合を除いて、集会の決議で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。
- 2 前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。
- 3 前条第二項の規定は、第一項本文の場合に準用する。
- 4 共用部分につき損害保険契約をすることは、共用部分の管理に関する事項とみなす。

(規約の設定、変更及び廃止)

第三十一条 規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の

- 三以上の多数による集会の決議によってする。この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。
- 2 前条第二項に規定する事項についての区分所有者全員の規約の設定、変更 又は廃止は、当該一部共用部分を共用すべき区分所有者の四分の一を超える 者又はその議決権の四分の一を超える議決権を有する者が反対したときは、 することができない。

(団地建物所有者の団体)

- 第六十五条 一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又は附属施設 (これらに関する権利を含む。)がそれらの建物の所有者(専有部分のある建物にあつては、区分所有者)の共有に属する場合には、それらの所有者(以下「団地建物所有者」という。)は、全員で、その団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。(建物の区分所有に関する規定の準用)
- 第六十六条 第七条, 第八条, 第十七条から第十九条まで, 第二十五条, 第二 十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第三項から第五項ま で、第三十一条第一項並びに第三十三条から第五十六条の七までの規定は、 前条の場合について準用する。この場合において、これらの規定(第五十五 条第一項第一号を除く。)中「区分所有者」とあるのは「第六十五条に規定す る団地建物所有者」と、「管理組合法人」とあるのは「団地管理組合法人」と、 第七条第一項中「共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属 施設」とあるのは「第六十五条に規定する場合における当該土地若しくは附 属施設(以下「土地等」という。)」と、「区分所有権」とあるのは「土地等に 関する権利,建物又は区分所有権」と,第十七条,第十八条第一項及び第四 項並びに第十九条中「共用部分」とあり、第二十六条第一項中「共用部分並 びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設」とあ り、並びに第二十九条第一項中「建物並びにその敷地及び附属施設」とある のは「土地等並びに第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定 められた同条第一項第一号に掲げる土地及び附属施設並びに同項第二号に掲 げる建物の共用部分」と,第十七条第二項,第三十五条第二項及び第三項, 第四十条並びに第四十四条第一項中「専有部分」とあるのは「建物又は専有 部分」と、第二十九条第一項、第三十八条、第五十三条第一項及び第五十六 条中「第十四条に定める」とあるのは「土地等(これらに関する権利を含む。) の持分の」と、第三十条第一項及び第四十六条第二項中「建物又はその敷地 若しくは附属施設」とあるのは「土地等又は第六十八条第一項各号に掲げる

物」と、第三十条第三項中「専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若し くは附属施設(建物の敷地又は附属施設に関する権利を含む。)」とあるのは 「建物若しくは専有部分若しくは土地等(土地等に関する権利を含む。)又は 第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項 第一号に掲げる土地若しくは附属施設(これらに関する権利を含む。)若しく は同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第三十三条第三項、第三十五条 第四項及び第四十四条第二項中「建物内」とあるのは「団地内」と,第三十 五条第五項中「第六十一条第五項,第六十二条第一項,第六十八条第一項又 は第六十九条第七項」とあるのは「第六十九条第一項又は第七十条第一項」 と、第四十六条第二項中「占有者」とあるのは「建物又は専有部分を占有す る者で第六十五条に規定する団地建物所有者でないもの」と、第四十七条第 一項中「第三条」とあるのは「第六十五条」と、第五十五条第一項第一号中 「建物(一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあ つては、その共用部分)」とあるのは「土地等(これらに関する権利を含む。)」 と、同項第二号中「建物に専有部分が」とあるのは「土地等(これらに関す る権利を含む。)が第六十五条に規定する団地建物所有者の共有で」と読み替 えるものとする。

〇下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)

(用語の定義)

- 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
- 一下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設 (かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
- イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの
- 口 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの の又は流域下水道に接続するもの

- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
- イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これ を排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の 市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有す るもの
- ロ 公共下水道 (終末処理場を有するもの又は前号口に該当するものに限る。) により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く。)で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に 放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する 施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条 第一項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において 排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共 の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民 の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

(排水設備の設置等)

- 第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠 その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。
- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- 二 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該 土地の所有者

- 三 道路(<u>道路法</u>(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者
- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者(前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。
- 3 第一項の排水設備の設置又は構造については、<u>建築基準法</u>(昭和二十五年 法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの 法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。 (排水に関する受忍義務等)
- 第十一条 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、 他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させるこ とが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置し た排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は 排水設備にとつて最も損害の少い場所又は箇所及び方法を選ばなければなら ない。
- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合 に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければな らない。
- 3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は 前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当 該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要 があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、 あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

〇水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)

(用語の定義)

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水 を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを 除く。
- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。
- 5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を 受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六 条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。
- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
- 一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 二 その水道施設の一日最大給水量(一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの
- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、 導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施 設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、 当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するも のをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(事業の認可及び経営主体)

第六条 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、 給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道 事業を経営することができるものとする。

(給水義務)

- 第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約 の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、 正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があると きは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定 めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

(特別区に関する読替)

第四十九条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

○電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
- 二 小売電気事業 小売供給を行う事業(一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。)をいう。
- 三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。

四 振替供給 他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。

五 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ 小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。ロ 電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物(以下この口において「非電気事業用電気工作物」という。)を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物(当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。)の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること(当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。)。

六 託送供給 振替供給及び接続供給をいう。

七 電力量調整供給 次のイ又は口に掲げる者に該当する他の者から、当該イ 又は口に定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当 該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること をいう。

イ 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者 当該発電用の電気工作物 の発電に係る電気

ロ 特定卸供給(小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下この口において同じ。)を行う事業を営む者 特定卸供給に係る電気(イに掲げる者にあつては、イに定める電気を除く。)

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

イ その供給区域(離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。)を除く。)における一般の需要(小売電気事

業者又は登録特定送配電事業者(第二十七条の十九第一項に規定する登録特定 送配電事業者をいう。)から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同 じ。)に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「最終保障供給」 という。)

ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「離島供給」という。) 九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。

十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業(一般送配電事業に該当する部分を除く。)であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一 送電事業者 送電事業を営むことについて第二十七条の四の許可を受けた者をいう。

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業を営む他の者にその小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいう。

十三 特定送配電事業者 特定送配電事業を営むことについて第二十七条の十 三第一項の規定による届出をした者をいう。

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 発電事業者 発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の 規定による届出をした者をいう。

十六 電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業 及び発電事業をいう。

十七 電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいう。

十八 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。)をいう。

2 一般送配電事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般送配 電事業とみなす。

- 一 他の一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を供給する事業
- 二 特定送配電事業者から託送供給を受けて当該特定送配電事業者が維持し、 及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において接続 供給、電力量調整供給、最終保障供給又は離島供給を行う事業
- 三 第二十四条第一項の許可を受けて行う電気を供給する事業及びその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により振替供給(小売電気事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は前項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。)を行う事業3 送電事業者が営む一般送配電事業者に振替供給を行う事業は、送電事業とみなす。

(託送供給義務等)

第十七条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給(振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)を拒んではならない。

- 2 一般送配電事業者は、その電力量調整供給を行うために過剰な供給能力を確保しなければならないこととなるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における電力量調整供給を拒んではならない。
- 3 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島供給 を拒んではならない。
- 4 (略)
- 5 (略)

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。以下同じ。)に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

- 一 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物(これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する小出力発電設備を含む。)であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの
- 二 構内に設置する小出力発電設備(これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。)であつて、その発

電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構 内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にあ る電気工作物と電気的に接続されていないもの

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの (事業用電気工作物の維持)

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。
- 一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。
- 二 事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁 気的な障害を与えないようにすること。
- 三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 四 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(技術基準適合命令)

第四十条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

- 2 前項において「小出力発電設備」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいうものとする。
- 3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電 気工作物をいう。

4 (略)

(保安規程)

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用(第五十一条第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事)の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

- 2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、 変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

○電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成九年通商産業省令第五十二号) (用語の定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。

- 一 「電路」とは、通常の使用状態で電気が通じているところをいう。
- 二 「電気機械器具」とは、電路を構成する機械器具をいう。
- 三 「発電所」とは、発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具 (電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十八条第二項に規定する小 出力発電設備、非常用予備電源を得る目的で施設するもの及び電気用品安全法 (昭和三十六年法律第二百三十四号)の適用を受ける携帯用発電機を除く。)を 施設して電気を発生させる所をいう。
- 四 「変電所」とは、構外から伝送される電気を構内に施設した変圧器、回転変流機、整流器その他の電気機械器具により変成する所であって、変成した電気をさらに構外に伝送するものをいう。
- 五 「開閉所」とは、構内に施設した開閉器その他の装置により電路を開閉する所であって、発電所、変電所及び需要場所以外のものをいう。
- 六 「電線」とは、強電流電気の伝送に使用する電気導体、絶縁物で被覆した 電気導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した電気導体をいう。
- 七 「電車線」とは、電気機関車及び電車にその動力用の電気を供給するために使用する接触電線及び鋼索鉄道の車両内の信号装置、照明装置等に電気を供給するために使用する接触電線をいう。
- 八 「電線路」とは、発電所、変電所、開閉所及びこれらに類する場所並びに 電気使用場所相互間の電線(電車線を除く。)並びにこれを支持し、又は保蔵す る工作物をいう。
- 九「電車線路」とは、電車線及びこれを支持する工作物をいう。
- 十 「調相設備」とは、無効電力を調整する電気機械器具をいう。
- 十一 「弱電流電線」とは、弱電流電気の伝送に使用する電気導体、絶縁物で被覆した電気導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した電気導体をい

う。

十二 「弱電流電線路」とは、弱電流電線及びこれを支持し、又は保蔵する工作物(造営物の屋内又は屋側に施設するものを除く。)をいう。

十三 「光ファイバケーブル」とは、光信号の伝送に使用する伝送媒体であって、保護被覆で保護したものをいう。

十四 「光ファイバケーブル線路」とは、光ファイバケーブル及びこれを支持 し、又は保蔵する工作物(造営物の屋内又は屋側に施設するものを除く。)をい う。

十五 「支持物」とは、木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びにこれらに類する工作物であって、電線又は弱電流電線若しくは光ファイバケーブルを支持することを主たる目的とするものをいう。

十六 「連接引込線」とは、一需要場所の引込線(架空電線路の支持物から他の支持物を経ないで需要場所の取付け点に至る架空電線(架空電線路の電線をいう。以下同じ。)及び需要場所の造営物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有する工作物をいう。以下同じ。)の側面等に施設する電線であって、当該需要場所の引込口に至るものをいう。)から分岐して、支持物を経ないで他の需要場所の引込口に至る部分の電線をいう。

十七 「配線」とは、電気使用場所において施設する電線(電気機械器具内の電線及び電線路の電線を除く。)をいう。

十八 「電力貯蔵装置」とは、電力を貯蔵する電気機械器具をいう。 (支持物の倒壊の防止)

第三十二条 架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造(支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。)は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならない。ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあっては、その施設場所を考慮して施設する場合は、風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重を考慮して施設することができる。

2 特別高圧架空電線路の支持物は、構造上安全なものとすること等により連鎖的に倒壊のおそれがないように施設しなければならない。

○ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)

(定義)

第二条 この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること(政令で定める簡易なガス発生設備(以下「特定ガス発生設

備」という。)においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあっては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。)をいう。

- 2 この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業(一般ガス 導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。)をい う。
- 3 この法律において「ガス小売事業者」とは、次条の登録を受けた者をいう。 4 この法律において「託送供給」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。 二 次のイ又は口に掲げる者に該当する他の者から導管により当該イ又は口に定めるガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスの需要の量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。イ 液化ガス貯蔵設備(液化したガスの貯蔵設備をいう。以下同じ。)及びガス発生設備(以下「液化ガス貯蔵設備等」という。)を維持し、及び運用する者 当該液化ガス貯蔵設備等を用いて製造されたガス
- <u>ロ</u> イに掲げる者からガスの製造の役務の提供を受ける者 当該役務の提供に より供給されたガス
- 5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業(ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。)をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要(ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。)に応ずるガスの供給を保障するための小売供給(以下「最終保障供給」という。)を行う事業(ガス製造事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。
- <u>6</u> この法律において「一般ガス導管事業者」とは、第三十五条の許可を受け た者をいう。
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

- 10 この法律において「ガス製造事業者」とは、第八十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 11 この法律において「ガス事業」とは、ガス小売事業、一般ガス導管事業、 特定ガス導管事業及びガス製造事業をいう。
- 12 この法律において「ガス事業者」とは、ガス小売事業者、一般ガス導管 事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者をいう。
- 13 この法律において「ガス工作物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。

(託送供給義務等)

第四十七条 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域(一般ガス導管事業者が第五十五条第一項の規定による届出をして特定ガス導管事業を営む場合にあつては、当該届出に係る供給地点を含む。次条第一項及び第四十九条第一項において同じ。)における託送供給を拒んではならない。

(ガス工作物の維持等)

第六十一条 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物が前項の経済 産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、一般ガス導 管事業者に対し、その技術上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改 造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又は その使用を制限することができる。
- 3 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

(ガス工作物の所有者又は占有者の責務)

第六十二条 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち一般ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第一項の規定によりその維持のため必要な措置を講じようとするときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならない。

- 2 前項のガス工作物の所有者又は占有者は、そのガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第二項の規定による命令又は処分を受けたときは、当該一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に協力しなければならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項のガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものである場合であつて、当該ガス工作物について一般ガス導管事業者に対し前条第二項の規定による命令又は処分をした場合において、その一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該ガス工作物の所有者又は占有者が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告をすることができる。
- 4 前二項の規定は、第一項のガス工作物又は同項のガス工作物内におけるガスについて前条第三項の規定による命令又は処分を受けた場合に準用する。 (保安規程)

第六十四条 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業(第六十九条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事)の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

- 2 一般ガス導管事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 経済産業大臣は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持 及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス導 管事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 一般ガス導管事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

〇土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号)

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、 次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

十七 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) による一般送配電事業、送 電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物

十七の二 ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号) によるガス工作物 十八 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号) による水道事業若しくは水道 用水供給事業、工業用水道事業法 (昭和三十三年法律第八十四号) による工業 用水道事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、 流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設

(収用し、又は使用することができる土地等の制限)

第四条 この法律又は他の法律によつて、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用することができない。

(定義等)

第八条 この法律において「起業者」とは、土地、第五条に掲げる権利若しく は第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使

用し、又は前条に規定する土石砂れ き を収用することを必要とする第三条各 号の一に規定する事業を行う者をいう。

2 この法律において「土地所有者」とは、収用又は使用に係る土地の所有者をいう。

(収用又は使用の裁決)

第四十七条の二 収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除 くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

- 2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。
- 3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。
- 4 明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあつた後に行なう。ただし、明渡裁決のため必要な審理を権利取得裁決前に行なうことを妨げない。

【最高裁判所判決】

1 保存行為

○最高裁判所昭和31年5月10日第一小法廷判決(民集10巻5号487頁) 不動産共有者の一人がその持分権に基づき、単独で当該不動産につき登記簿 上所有名義を有する者に対しその登記の抹消を請求することができるとした事例

「本件におけるがごとくある<u>不動産の共有権者の一人がその持分に基ずき当該</u>不動産につき登記簿上所有名義者たるものに対してその登記の抹消を求めることは、妨害排除の請求に外ならずいわゆる保存行為に属するものというべく、 従つて、共同相続人の一人が単独で本件不動産に対する所有権移転登記の全部 の抹消を求めうる旨の原判示は正当であると認められるから、論旨は採ることができない。」

○最高裁判所平成15年7月11日第二小法廷判決(民集57巻7号787頁)

不動産の共有者の一人は、共有不動産について実体上の権利を有しないのに 持分移転登記を了している者に対し、その持分移転登記の抹消登記手続を請求 することができるとした事例

「不動産の共有者の1人は、その持分権に基づき、共有不動産に対して加えられた妨害を排除することができるところ、不実の持分移転登記がされている場合には、その登記によって共有不動産に対する妨害状態が生じているということができるから、共有不動産について全く実体上の権利を有しないのに持分移転登記を経由している者に対し、単独でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる(最高裁昭和29年(オ)第4号同31年5月10日第一小法廷判決・民集10巻5号487頁、最高裁昭和31年(オ)第103号同33年7月22日第三小法廷判決・民集12巻12号1805頁。なお、最高裁昭和56年(オ)第817号同59年4月24日第三小法廷判決・裁判集民事141号603頁は、本件とは事案を異にする。)。」

2 管理行為

○最高裁判所昭和29年3月12日第二小法廷判決(民集8巻3号696頁)

共同相続人の一人が、相続財産たる家屋の使用借主である場合、他の共同相続人においてなす右使用貸借の解除は、民法第252条本文の管理行為にあたるとした事例

「原判決は亡Aと被上告人間の本件家屋の貸借は使用貸借であると認定し、そしてAの死亡による共同相続人が為す右使用貸借の解除は、民法二五二条本文の管理行為に該当し、したがつて共有者(共同相続人)の過半数決を要する旨判示するところであつて、所論のように明渡及び家賃損害金の請求を管理行為と判示しているものでないことは、原判文に照して明白である。所論は原判文を正読しないことに出でたものと云うの外なく、原判決には何等所論法律解釈の誤りはない。又所論引用の判例は本件に適切のものではない。それ故論旨は何れも採用し難い。」

○最高裁判所昭和39年2月25日第三小法廷判決(民集18巻2号329頁)

共有物を目的とする貸借契約の解除は、共有者によってされる場合は、民法第252条本文にいう「共有物ノ管理ニ関スル事項」に該当すると解すべきであり、右解除については、民法第544条第1項の規定は適用されないとした事例

「上告人が被上告人Aに対し本件土地の貸借契約について解除の意思表示をした当時、上告人および訴外Bが本件土地について各二分の一の割合による共有持分を有していたことは、原判決の確定するところである。ところで、<u>共有者</u>

が共有物を目的とする貸借契約を解除することは民法二五二条にいう「共有物 ノ管理ニ関スル事項」に該当し、右貸借契約の解除については民法五四四条一項の規定の適用が排除されると解すべきことは所論のとおりであるから、原審が、上告人および訴外 B の共有物である本件土地を目的とする貸借契約の解除についても同項の規定が適用されることを前提として、上告人だけで右契約を解除することはできないとしたのは、法律の解釈を誤つたものというべきである。しかし、共有物を目的とする貸借契約の解除は民法二五二条但書にいう保存行為にあたらず、同条本文の適用を受ける管理行為と解するのが相当であり、前記確定事実によれば、上告人は本件土地について二分の一の持分を有するにすぎないというのであるから、同条本文の適用上、上告人が単独で本件貸借契約を解除することは、特別の事情がないかぎり、許されないものといわねばならない。したがつて、上告人の解除権を否定した前記原審の判断は、結局、正当であり、論旨は採用できない。」

○最高裁判所平成27年2月19日第一小法廷判決(民集69巻1号25頁)

共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直 ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のな い限り、株式の管理に関する行為として、民法第252条本文により、各共有 者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるとした事例

「共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直 ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のな い限り、株式の管理に関する行為として、民法二五二条本文により、各共有者 の持分の価格に従い、その過半数で決せられると解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件議決権行使は会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたままされたものであるところ、本件議決権行使の対象となった議案は、①取締役の選任、②代表取締役の選任並びに③本店の所在地を変更する旨の定款の変更及び本店の移転であり、これらが可決されることにより直ちに本件準共有株式が処分され、又はその内容が変更されるなどの特段の事情は認められないから、本件議決権行使は、本件準共有株式の管理に関する行為として、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものというべきである。

そして、前記事実関係によれば、本件議決権行使をしたBは本件準共有株式について2分の1の持分を有するにすぎず、また、残余の2分の1の持分を有する被上告人が本件議決権行使に同意していないことは明らかである。そうすると、本件議決権行使は、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられているものとはいえず、民法の共有に関する規定に従ったものではないから、上告人がこれに同意しても、適法となるものではない。」

3 変更行為

〇最高裁判所昭和42年2月23日第一小法廷判決(裁判集民事86号361 頁)

共有不動産自体についての抵当権を設定するためには共有者全員の同意を要するとした事例

「共有物の変更が共有者全員の同意を必要とすることは民法251条の定めるところであり、共有物もまた同様に解すべきものであるから、本件共有不動産自体についての抵当権を設定するためには共有者全員の同意を要し、共有者全員の同意がなくてなされた抵当権設定契約は、本件共有不動産自体についての抵当権設定の効力を生ずるものではない。しかし、通常の共有の場合、各共有者は、自由に、その共有持分の上に抵当権を設定し、その登記をすることができるのであつて、そのために他の共有者の同意を必要とするものではなく、また、抵当権設定契約が共有者全員の同意に欠けるため、共有物自体について抵当権設定契約が共有者全員の同意に欠けるため、共有物自体について抵当権設定契約をした共有者の各共有持分について各抵当権を設定したものと解する余地も存するのである。」

○最高裁判所平成10年3月24日第三小法廷判決(裁判集民事187号48 5頁)

畑に土砂を搬入して地ならしをする宅地造成行為を行い、非農地化する行為 を共有地の変更行為とした事例

「共有者の一部が他の共有者の同意を得ることなく共有物を物理的に損傷しあるいはこれを改変するなど共有物に変更を加える行為をしている場合には、他の共有者は、各自の共有持分権に基づいて、右行為の全部の禁止を求めることができるだけでなく、共有を原状に復することが不能であるなどの特段の事情がある場合を除き、右行為により生じた結果を除去して共有物を原状に復させることを求めることもできると解するのが相当である。けだし、共有者は、自己の共有持分権に基づいて、共有物全部につきその持分に応じた使用収益をすることができるのであって(民法二四九条)、自己の共有持分権に対する侵害がある場合には、それが他の共有者によると第三者によるとを問わず、単独で共有物全部についての妨害排除請求をすることができ、既存の侵害状態を排除するために必要かつ相当な作為又は不作為を相手方に求めることができると解されるところ、共有物に変更を加える行為は、共有物の性状を物理的に変更することにより、他の共有者の共有持分権を侵害するものにほかならず、他の共有者の同意を得ない限りこれをすることが許されない(民法二五一条)からである。もっとも、共有物に変更を加える行為の具体的態様及びその程度と妨害排

除によって相手方の受ける社会的経済的損失の重大性との対比等に照らし、あるいは、共有関係の発生原因、共有物の従前の利用状況と変更後の状況、共有物の変更に同意している共有者の数及び持分の割合、共有物の将来における分割、帰属、利用の可能性その他諸般の事情に照らして、他の共有者が共有持分権に基づく妨害排除請求をすることが権利の濫用に当たるなど、その請求が許されない場合もあることはいうまでもない。

これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件土地は、遺産分割前の遺産共有の状態にあり、畑として利用されていたが、被上告人は、本件土地に土砂を搬入して地ならしをする宅地造成工事を行って、これを非農地化したというのであるから、被上告人の右行為は、共有物たる本件土地に変更を加えるものであって、他の共有者の同意を得ない限り、これをすることができないというべきところ、本件において、被上告人が右工事を行うにつき他の共有者の同意を得たことの主張立証はない。そうすると、上告人は、本件土地の共有持分権に基づき、被上告人に対し、右工事の差止めを求めることができるほか、右工事の終了後であっても、本件土地に搬入された土砂の範囲の特定及びその撤去が可能であるときには、上告人の本件請求が権利濫用に当たるなどの特段の事情がない限り、原則として、本件土地に搬入された土砂の撤去を求めることができるというべきである。」

4 地役権

○最高裁判所平成17年3月29日第三小法廷判決(裁判集民事216号42 1頁)

要役地所有者の承役地所有者に対する地役権に基づく妨害排除又は妨害予防請求を認めた事例

「本件通路土地が、宅地の分譲が行われた際に分譲業者が公道から各分譲地に至る通路として開設したものであること、本件地役権が、本件通路土地の幅員全部につき、上記分譲業者と宅地の分譲を受けた者との間の合意に基づいて設定された通行地役権であることに加え、分譲完了後、本件通路土地の所有権が、同土地を利用する地域住民の自治会に移転されたという経緯や、同土地の現況が舗装された位置指定道路であり、通路以外の利用が考えられないこと等にもかんがみると、本件地役権の内容は、通行の目的の限度において、本件通路土地全体を自由に使用できるというものであると解するのが相当である。そうすると、本件車両を本件通路土地に恒常的に駐車させることによって同土地の一部を独占的に使用することは、この部分を上告人が通行することを妨げ、本件地役権を侵害するものというべきであって、上告人は、地役権に基づく妨害排除ないし妨害予防請求権に基づき、被上告人に対し、このような行為の禁止を

求めることができると解すべきである。本件車両を駐車させた状態での残余の幅員が3m余りあり、本件通路土地には幅員がこれより狭い部分があるとしても、そのことにより本件係争地付近における本件通路土地の通行が制約される理由はないから、この結論は左右されない。

そして、通行地役権は、承役地を通行の目的の範囲内において使用することのできる権利にすぎないから、通行地役権に基づき、通行妨害行為の禁止を超えて、承役地の目的外使用一般の禁止を求めることはできない。」

5 下水道関係

〇最高裁判所平成5年9月24日第二小法廷判決(裁判集民事47卷7号50 35頁)

隣接する通路の下水管を敷設する工事の承諾及びその工事の妨害禁止の請求 が権利の濫用にあたるとされた事例

- 「1 原審の確定した前記事実関係の下においては、本件建物の汚水を公共下水道に流入させるには、下水管を本件通路部分を経て本件私道にまで敷設し、そこに埋設されている下水管に接続するのが最も損害の少ない方法であると見られるので、被上告人が上告人の所有する本件通路部分に下水管を敷設する必要があることは否めない。
- 2 しかし、本件建物は、彼上告人が建築確認を受けることなく、しかも特定行政庁の工事の施行の停止命令を無視して建築した建築基準法に違反する建物であるというのであるから、本件建物が除却命令の対象となることは明らかである。このような場合には、本件建物につき、被上告人において右の違法状態を解消させ、確定的に本件建物が除却命令の対象とならなくなったなど、本件建物が今後も存続し得る事情を明らかにしない限り被上告人が上告人に対し、下水道法一一条一項、三項の規定に基づき本件通路部分に下水管を敷設することについて受忍を求めることは、権利の濫用に当たるものというべきである。ところが、被上告人は、本件訴訟提起の前後を通じ、右の事情を何ら明らかにしていない。
- 3 そうとすると、本件建物が今後も存続することができることが明らかでない段階における本件請求は、権利の濫用として許されないというべきである。」 〇最高裁判所平成14年10月15日第三小法廷判決(民集56巻8号179 1頁)

宅地の所有者が他人の設置した給排水設備を民法第220条・221条を類 推適用して当該宅地の給排水のために使用することを認めた事例

「<u>宅地の所有者は、他の土地を経由しなければ、水道事業者の敷設した配水</u> 管から当該宅地に給水を受け、その下水を公流又は下水道等まで排出すること ができない場合において、他人の設置した給排水設備をその給排水のため使用 することが他の方法に比べて合理的であるときは、その使用により当該給排水 設備に予定される効用を著しく害するなどの特段の事情のない限り、民法22 0条及び221条の類推適用により、当該給排水設備を使用することができる ものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

民法220条は、土地の所有者が、浸水地を乾かし、又は余水を排出するこ とは、当該土地を利用する上で基本的な利益に属することから、高地の所有者 にこのような目的による低地での通水を認めたものである。同法221条は、 高地又は低地の所有者が通水設備を設置した場合に、土地の所有者に当該設備 を使用する権利を認めた。その趣旨とするところは、土地の所有者が既存の通 水設備を使用することができるのであれば、新たに設備を設けるための無益な 費用の支出を避けることができるし、その使用を認めたとしても設備を設置し た者には特に不利益がないということにあるものと解される。ところで、現代 の社会生活において、いわゆるライフラインである水道により給水を受けるこ とは、衛生的で快適な居住環境を確保する上で不可欠な利益に属するものであ り、また、下水の適切な排出が求められる現代社会においては、適切な排水設 備がある場合には、相隣関係にある土地の高低差あるいは排水設備の所有者が 相隣地の所有者であるか否かにかかわらず、これを使用することが合理的であ る。したがって、宅地の所有者が、他の土地を経由しなければ、水道事業者の 敷設した配水管から当該宅地に給水を受け、その下水を公流又は下水道等まで 排出することができない場合において、他人の設置した給排水設備をその給排 水のため使用することが他の方法に比べて合理的であるときは、宅地所有者に 当該給排水設備の使用を認めるのが相当であり、二重の費用の支出を避けるこ とができ有益である。そして、その使用により当該給排水設備に予定される効 用を著しく害するなどの特段の事情のない限り、当該給排水設備の所有者には 特に不利益がないし、宅地の所有者に対し別途設備の設置及び保存の費用の分 担を求めることができる(民法221条2項)とすれば、当該給排水設備の所 有者にも便宜であるといえる。

4 これを本件について見ると、本件各土地と県道との位置関係、本件給排水管施設が設置された経緯、その現況等前記の事実関係の下においては、被上告人らは、他の土地を経由しなければ、本件各土地に前記配水管から給水を受け、本件各土地の下水を前記水路まで排出することができないのであり、その給排水のためには本件給排水管施設を使用することが最も合理的であるというべきである。そして、本件において、被上告人らが本件給排水管施設を使用することにより現にされている給排水に支障を生ずるとは認められず、他に本件給排水管施設に予定された効用を著しく害するような事情をうかがうこともできな

い。そうすると、上告人は、被上告人らによる本件給排水管施設の使用を受忍すべきである。」